

個人情報を守るために「本人通知制度」をご活用ください

戸籍住民課
住民担当
☎424-9112

本人通知制度とは、戸籍謄本や本籍が記載されている住民票などを本人の代理人や第三者の請求で交付したとき、その交付の事実をご本人にお知らせする制度です。万が一、不正な取得である疑いがあれば、早期に事実関係を究明するきっかけとなります。

市に住民登録をしている方や本籍がある方は、下記の申込書で申請できます。希望する方は申込書に記入の上、戸籍住民課、市内各出張所(駅、牛房、坂下、白子吹上)の窓口又は郵送で申し込みください。

【郵送する場合】宛先/〒351-0192 和光市広沢1-5 和光市役所 戸籍住民課 住民担当
郵送するもの/①和光市本人通知登録申込書
②本人確認書類の写し
(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)



和光市長あて

和光市本人通知登録申込書

本人通知を利用したいので、次のとおり登録を申し込みます。

申込年月日	年 月 日
申込者の区分	1. 本人 2. 配偶者、直系親族 3. 未成年者の法定代理人 4. 成年被後見人の法定代理人 5. 同一世帯員(2~4除く) 6. その他任意代理人
登録者氏名	(フリガナ) _____ 生年月日 _____ 年 月 日
住所	
本籍	
連絡先(電話番号)	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 (- -)

●代理人(上記申込者の区分の2~6に該当する方)による申込みの場合は、次の欄に記入し、必要に応じて登録者との関係を証明する書類とともに窓口へ提出してください

代理人氏名	(フリガナ) _____
生年月日	年 月 日
住所	
連絡先(電話番号)	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 (- -)

申込みの際は、次の書類を提出又は提示してください

- ①本人又は代理人の本人確認書類
- ②成年被後見人の法定代理人はその資格を証明する書類(登記事項証明書)
- ③その他任意代理人はその旨を証明する書類(委任状)

●申込書が足りない場合はコピーしてお使いください

人権擁護委員にお気軽にご相談ください 6月1日は「人権擁護委員の日」です

総務人権課 庶務・人権担当
☎424-9094
✉a0400@city.wako.lg.jp

和光市の人権擁護委員

- 柳下 昇 委員 (やぎした のぼる)
- 山崎 すみ子 委員 (やまざき すみこ)
- 富澤 隆司 委員 (とみざわ たかし)
- 田中 朋子 委員 (たなか ともこ)

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している民間人です。あなたの街の相談パートナーとして、様々な人権侵害など、皆さんの問題解決のお手伝いをしています。市では4人の人権擁護委員が活動しています。

女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題、職場・学校でのいじめ、インターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した差別などでお困りの方は、ご相談ください。相談内容などの秘密は固く守られます。

また、人権擁護委員は、市内小学校での人権教室や人権の花運動、全国中学生人権作文コンテストなどの啓発活動も行っています。

人権相談

☑原則毎月第4水曜日10:00~13:00(1組30分)

●6月は1日(水)が相談日です。第4水曜日は実施しません

☑市役所1階相談室 ☑原則市内在住・在勤の方

- 相談料は無料です
- 新型コロナウイルス感染症の状況により実施しない場合があります



法務省では電話での人権相談を行っています(平日8:30~17:15)

みんなの人権110番	女性の人権ホットライン	子どもの人権110番
0570-003-110	0570-070-810	0120-007-110
様々な人権問題	セクハラ・家庭内暴力など 女性の人権問題	いじめ・虐待など 子どもの人権問題

人権擁護委員の主な啓発活動の紹介

<h4>人権教室</h4> <p>小学生を対象に、講話やDVDを通して、様々な人権問題について考えることを目的に実施しています。</p>	<h4>人権の花運動</h4> <p>子どもたちが、花を植え、育てることによって、生命の尊さを実感し、思いやりの心を育むことを目的に実施しています。</p>
<h4>全国中学生人権作文コンテスト</h4> <p>日常生活の中で得た体験に基づく作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや、基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に実施しています。</p>	<h4>子どもの人権SOSミニレター</h4> <p>全国の小・中学生を対象に、身近な大人に話すことができないう悩みごとを、手紙を通じて相談できるという仕組みです。学校で配布される用紙に記入し、ポストに投函すると、人権擁護委員が希望に沿った連絡方法(手紙・電話)で返信をします。</p>